

小布施町住宅用蓄電池設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用太陽光発電の自家消費を促進し地球温暖化対策の向上を図るため、既に太陽光発電設備が設置されている住宅に蓄電池を導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和46年小布施町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱（以下「本要綱」という。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。）であって、別表に掲げる要件を満たすものをいう。
- (2) 太陽光発電設備 次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - ア 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成されるものであること。
 - イ 太陽電池モジュール及びフレームの色彩は、原則として黒、濃灰色、濃紺及びダークブラウンのうち最も周囲と調和しているものとし、低明度かつ低色彩で目立たないものであること。ただし、周囲から太陽光発電設備が見えないような措置を行う場合を除く。
 - ウ 太陽電池モジュール及びフレームの素材は、反射光が抑えられているものであること。
 - エ 太陽電池モジュール本体の模様ができる限り目立たないものであること。
 - オ 太陽電池モジュールの最上部が住宅の棟を超えないものとし、できる限り屋根面に密着させて設置しているものであること。
 - カ 当該太陽光発電設備が町の他の補助金の交付を受けていないものであること。
- (3) 蓄電池 太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電できる定置型蓄電池その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 住民基本台帳法の規定により町の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 町税等の滞納をしていないこと（同一世帯員を含む。）。
- (3) 小布施町暴力団排除条例（平成24年小布施町条例第16号）第2条に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 既に太陽光発電設備が設置されている住宅に居住していること。
- (5) 交付申請の時点において、蓄電池の売買契約の締結及び設置工事に着手していないこと。
- (6) 本要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと（同一世帯員を含む。）。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、蓄電池の導入に要する費用とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(交付要件)

第5条 補助金の交付の対象となる蓄電池は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 蓄電容量の合計が1kWh以上17kWh未満であること。
- (2) 購入時点で未使用品であり、商用化され導入実績があること。
- (3) 町内に本店又は支店を有する販売店等から購入すること。
- (4) 10年以上のメーカー保証があること。
- (5) 一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降に登録及び公表されているものであること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、交付対象経費の3分の1以内とし、蓄電容量に15万5千円を乗じた額の3分の1を上限とする。ただし、当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国又は県等から他の補助金の交付を受ける場合には、当該補助金との合計額が交付対象経費を超えない範囲において交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、小布施町住宅用蓄電池設置補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 蓄電池の導入に係る見積書の写し
- (3) 蓄電池の仕様書又は規格等の確認できるカタログの写し
- (4) 蓄電池の配置予定図
- (5) 住宅の外観が分かる写真
- (6) 設置予定場所の現況写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現場確認を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、小布施町住宅用蓄電池設置補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、条件を付することができる。

(変更申請等)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該交付決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするとき又は中止しようとするときは、小布施町住宅用蓄電池設置補助金変更・中止承認申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、小布施町住宅用蓄電池設置補助金変更・中止承認通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、蓄電池の購入及び設置工事が完了したときは、速やかに小布施町住宅用蓄電池設置補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 売買契約書等の写し
- (2) 蓄電池の導入に要した費用の領収書及び内訳書の写し
- (3) 保証書の写し
- (4) 設置場所の現況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 11 条 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、小布施町住宅用蓄電池設置補助金確定通知書（様式第 6 号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 交付決定者が補助金の交付を請求するときは、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に小布施町住宅用蓄電池設置補助金請求書（様式第 7 号）に口座情報が確認できる書類の写しを添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産の管理)

第 13 条 交付決定者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了した後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図るように努めることとする。

(処分の制限)

第 14 条 取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまでは、町長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこととする。

(証拠書類の保存)

第 15 条 補助事業に係る帳簿又は証拠書類等は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存することとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 16 条 町長は、交付決定者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の中止について承認を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容、これに付した条件及び本要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が不適切と認める行為があったとき。

2 町長は、前項の規定による交付決定の取消しをしたときは、速やかに小布施町住宅用蓄電池設置補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により通知するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は町長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	項目	景観形成基準
必須	屋根形状	勾配屋根。ただし、片流れを除く。
	緑化	敷地面積の15%以上の緑化。ただし、小布施駅周辺地区及び町組周辺地区は、敷地のうち道路に面する側を重点的に緑化すること。
協力	屋根色彩	黒又は濃灰色（原色は不可）
	外壁色彩	土壁色、アイボリー、白
	屋根形状・勾配	屋根形状が切妻（寄棟・入母屋を含む。）かつ勾配が3寸以上
	軒の出	650mm以上

備考 住宅は、必須の部に定める景観形成基準を全て満たし、かつ、協力の部に定める景観形成基準のうち3項目以上を満たすものとする。